

- (1) 子どもの心の診療支援（連携）事業
- (2) 子どもの心の診療関係者研修事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業

を実施することとし、都道府県に対して3年を限度に補助を行うこととしている。平成20年度は、9都道府県において実施されており、また、厚生労働省において当該事業等に対する助言・評価を目的とした有識者会議を開催しているところであり、年度内に第2回目の開催を予定している。

また、国立成育医療センターを中央拠点病院として、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っており、平成20年度は都道府県拠点病院の担当者を集めた研修会を実施した。

各都道府県におかれては、本事業の実施について来年度も積極的な検討をお願いします。

4. 小児慢性特定疾患治療研究事業について

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養に係る医療保険の高額療養費の取り扱いについて、これまで一律の自己負担限度額としていたものを、医療保険の所得区分や該当回数に応じた自己負担限度額とすることとする予定である。

本改正については、平成21年5月から実施予定であり、改正に係る詳細な事務手続きなどについては、今後、通知等により連絡することとしているので、その実施について特段の配慮をお願いします。

5. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、教育・医療・保健・福祉・労働・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成21年2月現在で85団体が参加している。